

○防衛省令第九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項の規定に基づき、標準的な官職を定める省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

防衛大臣 小野寺五典

標準的な官職を定める省令

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類		部局又は機関等		職制上の段階	標準的な官職
一 一二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	局	一 事務次官及び内部部局	一 事務次官の属する職制上の段階	二 内部部局の局長の属	局長
				事務次官	

する職制上の段階	三 内部部局の次長の属する職制上の段階	四 内部部局の課長の属する職制上の段階	五 前号に規定する官職の指揮監督を受け、課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	六 第四号又は前号に規定する官職を補佐し、第二号から前号までに
	次長	課長	室長	部員

規定する官職から命ぜられた事務に参画し、次号又は第八号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	七 内部部局の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	八 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
	係長	係員

所		
二 防衛大学校、防衛医 科大学校及び防衛研究		
九 防衛大学校長、防衛 医科大学校長及び防衛 研究所長の属する職制 上の段階		
十 防衛大学校副校長及 び防衛医科大学校副校 長の属する職制上の段 階		
十一 この項第二欄第二 号に掲げる部局又は機 関等（以下この項にお いて「防衛大学校等」 という。）の部長の属		
副校長		部長

する職制上の段階		十二 防衛大学校等の課長の属する職制上の段階	課長
十三 防衛大学校等の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階		室長	
十四 第十二号又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第十六号に規定する官職のつかさどる事務を整理する		課長補佐	

						三 統合幕僚監部、陸上 幕僚監部、海上幕僚監 部及び航空幕僚監部
官職の属する職制上の 段階	十五 防衛大学校等の課 の所掌事務を分掌する 係の長の属する職制上 の段階	十六 前号に規定する官 職の指揮監督を受ける 官職の属する職制上の 段階	十七 この項第二欄第三 号に掲げる部局又は機 関等（以下「幕僚監部			
						室長
	係長	係員				

「という。」の課の所 掌事務を分掌する室の 長の属する職制上の段 階	十八 幕僚監部の課長又 は前号に規定する官職 の指揮監督を受け、専 門的事務を処理し、次 号又は第二十号に規定 する官職のつかさどる 事務を整理する官職の 属する職制上の段階	十九 幕僚監部の課の所
	専門官	係長

長の属する職制上の段階	二十二 方面総監部等の課長又は前号に規定する官職（次号において「課長等」という。）の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第二十四号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	二十三 方面総監部等の
	専門官	係長

において「第五号陸上自衛隊部隊」という。）の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	二十六 第五号陸上自衛隊部隊の部の所掌事務を分掌する科の長に属する職制上の段階	二十七 第五号陸上自衛隊部隊の科の所掌事務を分掌する班の長に属する職制上の段階
	科長	班長

う部隊であつて方面総 監の指揮監督を受ける 部隊		
所掌事務を分掌する科 の長の属する職制上の 段階	三十一 第六号陸上自衛 隊部隊の科の所掌事務 を分掌する班又は第六 号陸上自衛隊部隊に置 かれる部隊の所掌事務 を分掌する班の長の属 する職制上の段階	三十二 第六号陸上自衛 隊部隊の班又は第六号 陸上自衛隊部隊に置か れる班の長の属する職 制上の段階
	班長	係長

七 陸上自衛隊の部隊（前三号に掲げるものを除く。）			
三十五 この項第二欄第	職制上の段階	三十三 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	れる部隊の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階
係長		係員	
	三十四 この項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階		
	班長		

八 地方総監部			
七号に掲げる部局又は 機関等の班の所掌事務 を分掌する係の長の属 する職制上の段階	三十六 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上 の段階	三十七 地方総監部の課 長の属する職制上の段 階	三十八 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上 の段階
係員	課長	専門官	

、専門的事務を処理し、次号又は第四十号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	三十九 地方総監部の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	四十 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の
	係長	係員

練習艦隊司令部及び通信隊群司令部		十 海上自衛隊の部隊のうち、部が置かれる部隊（前号に掲げるものを除く。）	
の段階	四十三 この項第二欄第十号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「第十号海上自衛隊部隊」という。）の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長	四十四 第十号海上自衛隊部隊の部の所掌事務を分掌する科又は第十
			科長

号海上自衛隊部隊の所 掌事務を分掌する科の 長の属する職制上の段 階	四十五 第十号海上自衛 隊部隊の部の所掌事務 を分掌する科又は第十 号海上自衛隊部隊の科 の所掌事務を分掌する 係の長の属する職制上 の段階	四十六 前号に規定する 官職の指揮監督を受け
係長		係員

			十一 海上自衛隊の部隊のうち、部が置かれず科が置かれる部隊	
四十九 前号に規定する係員		四十八 この項第二欄第十一号に掲げる部局又は機関等の科の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	四十七 この項第二欄第十一号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	る官職の属する職制上の段階
		係長	科長	

		十二 海上自衛隊の部隊 (前二号に掲げるものを除く。)	
五十一 この項第二欄第	官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	五十 この項第二欄第十二号に掲げる部局又は機関等の長の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第五十二号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官
班長			

空開発実験集団司令部

課長又は総務部人事課 に置かれる室の長の属 する職制上の段階	五十四 航空総隊司令部 等の課又は総務部人事 課に置かれる室の所掌 事務を分掌する班の長 の属する職制上の段階	五十五 航空総隊司令部 等の班の所掌事務を分 掌する係の長の属する 職制上の段階	五十六 前号に規定する
班長	係長	係員	

上の段階	六十一 第十五号航空自衛隊部隊の部の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	六十二 第十五号航空自衛隊部隊の科の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	六十三 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
	科長	係長	係員

			十七 航空自衛隊の部隊 (前四号に掲げるものを除く。)
衛隊部隊の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	六十七 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	六十八 この項第二欄第十七号に掲げる部局又は機関等の本部、群又は部隊の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	
	係員	班長	

			六十九 この項第二欄第十七号に規定する部局又は機関等の群、部隊又は班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階		係長
			七十 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階		係員
十八 自衛隊指揮通信システム隊			七十一 自衛隊指揮通信システム隊に置かれる部隊の所掌事務を分掌		係長

十九 統合幕僚学校及び 陸上自衛隊、海上自衛 隊又は航空自衛隊の学 校		
七十二 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上 の段階	七十三 この項第二欄第 十九号に規定する部局 又は機関等（以下「学 校」という。）の部又 は部が置かれていない 学校の課の長の属する 職制上の段階	する係の長の属する職 制上の段階
	部長	係員

七十四 学校の部の所掌 事務を分掌する課の長 の属する職制上の段階	七十五 学校の課の所掌 事務を分掌する班の長 の属する職制上の段階	七十六 学校の班の所掌 事務を分掌する係の長 の属する職制上の段階	七十七 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上 の段階
課長	班長	係長	係員

二十 陸上自衛隊、海上
自衛隊又は航空自衛隊
の補給処

七十八 この項第二欄第 二十号に掲げる部局又 は機関等（以下「補給 処」という。）の部の 長の属する職制上の段 階	部長
七十九 補給処の部の所 掌事務を分掌する課の 長の属する職制上の段 階	課長
八十 補給処の課の所掌 事務を分掌する班の長 の属する職制上の段階	班長

二十一 自衛隊中央病院 及び自衛隊地区病院			
八十一 補給処の班の所 掌事務を分掌する係の 長の属する職制上の段 階	八十二 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上 の段階	八十三 自衛隊中央病院 長の属する職制上の段 階	八十四 自衛隊中央病院 の所掌事務を分掌する
係長	係員	病院長	部長

部の長の属する職制上の段階	八十五 この項第二欄第二十一号に掲げる部局又は機関等（以下「自衛隊病院」という。）の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	八十六 自衛隊病院の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階
	課長	班長

本部		二十二 自衛隊地方協力	
九十 自衛隊地方協力本 部長を助け、自衛隊地	の段階	八十九 自衛隊地方協力 本部長の属する職制上	八十七 自衛隊病院の班 の所掌事務を分掌する 係の長の属する職制上 の段階
	副本部長	本部長	係長
		八十八 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上 の段階	係員

方協力本部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	九十一 自衛隊地方協力本部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	九十二 前号に規定する官職の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第九十四号に規定する官職のつかさどる事務を整理する
	課長	専門官

				二十三 研究本部	
官職の属する職制上の 段階	九十三 自衛隊地方協力 本部の課の所掌事務を 分掌する係の長の属す る職制上の段階	九十四 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上 の段階	九十五 研究本部の所掌 事務を分掌する部の長 の属する職制上の段階	係長	部長

九十六 研究本部の部の 所掌事務を分掌する課 の所掌事務を分掌する 班の長の属する職制上 の段階	九十七 研究本部の班の 所掌事務を分掌する係 の長の属する職制上の 段階	九十八 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上 の段階
班長	係長	係員

二十四 補給統制本部及び補給本部		
九十九 補給本部の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	百 補給統制本部及び補給本部（以下この項において「補給統制本部等」という。）の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	百一 補給統制本部等の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制
部長	課長	班長

				二十六 技術研究本部に置かれる内部部局	
制上の段階として防衛大臣が定めるもの	制上の段階に応じ、防衛大臣が定める標準的な官職	百六 技術研究本部長の属する職制上の段階	百七 技術研究本部副本部長の属する職制上の段階	百八 技術研究本部に置かれる内部部局（以下「技術研究本部内部部局」という。）の部長の属する職制上の段階	
		本部長	副本部長	部長	

百九 技術研究本部内部 部局の課長の属する職 制上の段階	課長
百十 技術研究本部内部 部局の課の所掌事務を 分掌する室の長の属す る職制上の段階	室長
百十一 第百九号又は前 号に規定する官職を補 佐し、次号又は第百十 三号に規定する官職の つかさどる事務を整理 する官職の属する職制	課長補佐

百十五 技術研究本部に 附置される研究所（以 下「研究所」という。 ）の部長の属する職制 上の段階	部長
百十六 研究所の課長又 は先進技術推進センタ ーの所掌事務を分掌す る室の長の属する職制 上の段階	課長
百十七 前号に規定する 官職を補佐し、次号又 は第百十九号に規定す	課長補佐

二十八			
技術研究本部に			
百二十	この項第二欄第	百十八 研究所の課又は 先進技術推進センター の室の所掌事務を分掌 する係の長の属する職 制上の段階	る官職のつかさどる事 務を整理する官職の属 する職制上の段階
副場長	係員	係長	

附置される試験場

二十八号に掲げる部局又は機関等（以下「試験場」という。）の長を助け、試験場の事務を整理する官職の属する職制上の段階	百二十一 試験場の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	百二十二 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
	班長	係員

百二十三 装備施設本部 長の属する職制上の段 階	本部長
百二十四 装備施設本部 副本部長の属する職制 上の段階	副本部長
百二十五 装備施設本部 の課長の属する職制上 の段階	課長
百二十六 装備施設本部 の課の所掌事務を分掌 する室の長の属する職 制上の段階	室長

百二十七 第二百二十五号 又は前号に規定する官 職を補佐し、次号又は 第二百二十九号に規定す る官職のつかさどる事 務を整理する官職の属 する職制上の段階	課長補佐
百二十八 装備施設本部 の課又は室の所掌事務 を分掌する係の長の属 する職制上の段階	係長
百二十九 前号に規定す る官職の指揮監督を受	係員

三十 防衛監察本部					
ける官職の属する職制 上の段階	百三十 防衛監察監の属 する職制上の段階	百三十一 防衛監察本部 副監察監の属する職制 上の段階	百三十二 防衛監察本部 の課長の属する職制上 の段階	百三十三 前号に規定す る官職の指揮監督を受 け、課の所掌事務を分	
	防衛監察監	副監察監	課長	室長	

掌する室の長の属する 職制上の段階	百三十四 第三百三十二号 又は前号に規定する官 職を補佐し、次号又は 第三百三十六号に規定す る官職のつかさどる事 務を整理する官職の属 する職制上の段階	百三十五 防衛監察本部 の課又は室の所掌事務 を分掌する係の長の属 する職制上の段階
	課長補佐	係長

三十一 地方防衛局（地方防衛事務所及び出張所を除く。）					
百三十六 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	百三十七 地方防衛局長の属する職制上の段階	局長	百三十八 地方防衛局次長の属する職制上の段階	次長
百三十九 地方防衛局の部長の属する職制上の段階	部長	百四十 地方防衛局の部	部次長		

次長の属する職制上の 段階	百四十一 地方防衛局の 課長の属する職制上の 段階	百四十二 前号に規定す る官職を補佐し、次号 又は第百四十四号に規 定する官職のつかさど る事務を整理する官職 の属する職制上の段階	百四十三 地方防衛局の 課の所掌事務を分掌す
	課長	課長補佐	係長

		三十二 課が置かれる地 方防衛事務所	
る係の長の属する職制 上の段階	百四十四 前号に規定す る官職の指揮監督を受 ける官職の属する職制 上の段階	係員	百四十五 この項第二欄 第三十二号に掲げる部 局又は機関等（以下こ の項において「第三十 二号防衛事務所」とい う。）の長の属する職 制上の段階
			所長

三十三 課が置かれない			
百四十九 この項第二欄	百四十八 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	百四十七 第三十二号防衛事務所の課の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	百四十六 第三十二号防衛事務所の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階
所長	係員	係長	課長

地方防衛事務所

第三十三号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「第三十三号防衛事務所」という。）の長の属する職制上の段階	百五十 前号に規定する官職を助け、第三十三号防衛事務所の事務を整理する官職の属する職制上の段階	百五十一 第三十三号防衛事務所の所掌事務を
	次長	係長

三十四 課が置かれない 地方防衛事務所（前号 に掲げるものを除く。 ）			
百五十二 前号に規定す る官職の指揮監督を受 ける官職の属する職制 上の段階		分掌する係の長の属す る職制上の段階	
百五十三 この項第二欄 第三十四号に掲げる部 局又は機関等（以下こ の項において「その他 防衛事務所」という。 ）の長を助け、その他 防衛事務所の事務を整		係員	次長

理する官職の属する職 制上の段階	百五十四 その他防衛事務所の長の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第百五十六号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職 制上の段階	監査官
百五十五 その他防衛事務所の所掌事務を分掌する係の長の属する職	係長	

		二 調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	
		一 内部部局	
	属する職制上の段階	百五十九 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	一 内部部局の課長の指揮監督を受け、内部部局の課の所掌事務のうち、この項第一欄に掲げる事務（以下「研究」という。）を分掌する班の長の属する職制上の段階
		係員	班長

二 防衛研究所			
二 前号に規定する官職の指揮監督を受け、特定の専門的事項に関する研究を行う官職の属する職制上の段階	三 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	四 防衛研究所の部長の属する職制上の段階	五 防衛研究所の研究室長の属する職制上の段階
上席主任研究官	主任研究官	部長	研究室長

三 幕僚監部			
八 幕僚監部の課の所掌	六 前号に規定する官職 の指揮監督を受け、次 号に規定する官職の事 務を整理し、及びこれ に係る研究指導をつか さどる官職の属する職 制上の段階	七 前号に規定する官職 の指揮監督を受ける官 職の属する職制上の段 階	主任研究官
室長	研究員		

事務のうち、研究に関する事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	九 前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号及び第十一号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	十 第八号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の
	総括主任研究官	主任研究官

衛艦隊司令部等の幕僚等」という。）の指揮監督を受け、次号及び第十四号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	
十三 自衛艦隊司令部等の幕僚等の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の	主任研究官

	五 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊（前号、次号及び第七号を除く。）
属する職制上の段階 十四 自衛艦隊司令部等の幕僚等又は前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	十五 この項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「自衛隊の部隊」という。）の長の指揮監督を受け、技術的事項について自衛隊の部
研究員	技術調整官

隊の長を補佐し、次号又は第十七号に規定する官職の事務を総括する官職の属する職制上の段階	
十六 自衛隊の部隊の長又は自衛隊の部隊の所掌事務を分掌する部隊、部若しくは科の長又は前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれ	主任研究官

六	航空医学実験隊	
十八	航空医学実験隊の研究に関する所掌事務	に係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階
部長	研究員	

を分掌する部の長の属する職制上の段階	十九 航空医学実験隊の部の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	二十 前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階
	科長	主任研究官

、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	二十四 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	八 学校、研究本部及び補給統制本部
研究員	二十五 研究本部の部の長の指揮監督を受け、特定の重要な事項に関する研究を行う官職の	分析企画官

属する職制上の段階	二十六 研究本部の部の 所掌事務を分掌する課 の長又は統合幕僚学校 国際平和協力センター 長の指揮監督を受け、 次号及び第二十八号に 規定する官職の事務を 総括し、研究を行う官 職の属する職制上の段 階	総括主任研究官
二十七 この項第二欄第 八号に規定する部局又	主任研究官	

は機関等の部の長（課又は室が置かれていない部に限る。）又は課若しくは室の長の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	二十八 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上
	研究員

		九 情報本部			
		十 技術研究本部内部部 局			
		二十九 防衛大臣が定め る職制上の段階		の段階	
三十二 技術研究本部技 室長		三十一 技術研究本部副 技術開発官の属する職 制上の段階		三十 技術研究本部研究 開発評価官の属する職 制上の段階	
		副技術開発官		研究開発評価官	
				この項第三欄第二十九 号の防衛大臣が定める 職制上の段階に応じ、 防衛大臣が定める標準 的な官職	

術開発官の所掌事務を 分掌する室の長の属す る職制上の段階	三十三 前号に規定する 官職の指揮監督を受け 、次号に規定する官職 の事務を整理し、及び これに係る研究指導を つかさどる官職の属す る職制上の段階	三十四 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上
	主任研究官	研究員

十一 研究所及び先進技術推進センター			の段階	
三十五 研究所の部長又は先進技術推進センター研究管理官の属する職制上の段階	三十六 研究所の部の所掌事務を分掌する室又は先進技術推進センター研究管理官の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	三十七 前号に規定する官職の指揮監督を受け		
部長	室長	主任研究官		

十二 試験場				
四十 前号に規定する官職の指揮監督を受け、		三十九 試験場長の属する職制上の段階	三十八 前号に規定する官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上の段階	、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階
班長		試験場長	研究員	

研究に関する所掌事務を分掌する班の長に属する職制上の段階	四十一 前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職に属する職制上の段階	主任研究官
四十二 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職に属する職制上	研究員	

三 研修又は教育に関する事務をつかさどる官職の職務（九の項に掲げる職務を除く。）				
一 防衛大学校				二 防衛医科大学校
の段階	一 防衛大学校の学群長の属する職制上の段階	二 前号に規定する官職の指揮監督を受け、学群の所掌事務を分掌する学科の長の属する職制上の段階	三 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	四 防衛医科大学校の部
	学群長	学科長	准教授	部長

学校	三 陸上自衛隊高等工科				
	七 陸上自衛隊高等工科 学校副校長の属する職 制上の段階	六 前号に規定する官職 の指揮監督を受ける官 職の属する職制上の段 階	五 前号に規定する官職 を助け、部の事務を整 理する官職の属する職 制上の段階	長の属する職制上の段 階	
	副校長	講師	副部長		

四	医療業務をつかさ		
防衛大学校及び自衛隊病			
一 防衛大学校総務部衛	九 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	職制上の段階 かさどる官職の属する 修、教授等の指導をつ し、及びこれに係る研 する官職の事務を整理 督を受け、次号に規定 学校の部の長の指揮監	八 陸上自衛隊高等工科 主任教官
室長	教官		

どる官職の職務（五 の項から七の項まで に掲げる職務を除く 。）	院		五 調剤に関する事務 をつかさどる官職の 職務
生課の所掌事務を分掌 する室の長又は自衛隊 病院の診療科において 、この項第一欄の事務 をつかさどる官職の属 する職制上の段階	二 前号に規定する官職 の指揮監督を受ける官 職の属する職制上の段 階	一 防衛医科大学校病院 薬剤部長の属する職制 上の段階	防衛大学校、防衛医科大 学校、補給処、自衛隊病 院及び補給統制本部 部長
医師			

二 前号に規定する官職を助け、部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	副部長
三 この項第二欄に掲げる部局又は機関等の部若しくは課の長（部が置かれない部局又は機関等に限る。）又は工場の長の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る調剤に関	薬剤主任

		六 栄養管理に関する 事務をつかさどる官 職の職務	
		防衛大学校及び防衛医科 大学校並びに陸上自衛隊 、海上自衛隊若しくは航 空自衛隊の部隊又は機関 等（以下「自衛隊の部隊 等」という。）	
する事務の指導をつか さどる官職の属する職 制上の段階	四 前号に規定する官職 の指揮監督を受ける官 職の属する職制上の段 階	一 この項第二欄に掲げ る部局又は機関等の栄 養管理に関する事務を 行い、次号に規定する 官職の事務を整理し、 及びこれに係る事務の	栄養管理主任
	薬剤師		

七 診療放射線技師、 診療エックス線技師 、あん摩マッサージ 指圧師、歯科衛生士 、歯科技工士等の行 う医療技術に関する 事務をつかさどる官			
一 防衛医科大学及び防衛 医科大学校			
指導をつかさどる官職 の属する職制上の段階	二 前号に規定する官職 の指揮監督を受ける官 職の属する職制上の段 階	一 防衛医科大学校にお いてこの項第一欄の事 務をつかさどる官職の 属する職制上の段階	二 前号に規定する官職 を助け、そのつかさど る事務を整理する官職
	栄養士	技師長	副技師長

職の職務（五の項及び六の項に掲げる職務を除く。）

の属する職制上の段階	三 第一号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る事務の指導をつかさどる官職又は防衛大学校のこれに準ずる官職の属する職制上の段階	四 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
	主任技師	技師

二 自衛隊の部隊等		階	
五 自衛隊の部隊等においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	六 前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る事務の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階		
技師長	主任技師		

八 保健指導又は療養上の世話若しくは診療の補助に関する事務をつかさどる官職の職務			
一 防衛大学校及び防衛医科大学校			
七 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	一 防衛医科大学校病院看護部長の属する職制上の段階	二 前号に規定する官職を助け、部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	三 第一号に規定する官職の指揮監督を受け、
技師	部長	副部長	看護師長

部の所掌事務を分掌する官職又は防衛大学校のこれに準ずる官職の属する職制上の段階	四 前号に規定する官職を助け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る事務の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	五 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官
副看護師長		看護師

二 自衛隊の部隊等		
職の属する職制上の段階	六 自衛隊地区病院においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる課の長の属する職制上の段階	課長
七 前号に規定する官職の指揮監督を受け、課の所掌事務を分掌する官職又は自衛隊の部隊等の長の指揮監督を受け、この項第一欄に掲	看護師長	

	九 看護師養成所若しくは准看護師養成所の教員の養成若しくは研修又は看護に関する養成若しくは研修に関する事務をつ	
	防衛医科大学校及び自衛隊地区病院	
げる事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	八 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	この項第二欄に掲げる部局又は機関等においてこの項第一欄の事務を行う官職の属する職制上の段階
看護師		教官

十一 行政の特定の分	十 機器の運転操作、 庁舎の監視その他の 庁務、その他の防衛 大臣が定める事務を つかさどる官職の職 務	かさどる官職の職務
内部部局	防衛省に置かれる部局又は機関等	
行政の特定の分野における	一 この項第二欄に掲げる部局又は機関等においてこの項第一欄の事務を行い、次号に規定する官職を指揮監督する官職の属する職制上の段階 二 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	職長
分析官	係員	

野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職の職務		る高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	
---	--	--	--

附 則

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。